

# 特定非営利活動法人 医療機関支援機構

## 会員規約〈正会員〉

特定非営利活動法人 医療機関支援機構（以下、当機構とする。）は、当機構会員規約を以下のとおり定め、会員は本規約を承諾したものとす。

### 第1条（目的）

当機構は、医療機関を利用する人々の暮らしが、健康で快適なものへと変われることを願い、患者サービスという側面から医療機関を支援し、すべての人が快適に利用できる医療機関の環境を構築し社会に貢献することを主たる目的とする。

当機構の会員は当機構の活動を理解し、その目的達成のために協力活動を行うものとする。

### 第2条（活動内容）

当機構は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 健康や医療情報の提供及び教育普及
- (2) 患者サービスに対する助言又は支援・協力及び患者サービスの評価・審査
- (3) 医療機関における患者サービス設備・備品及び人的支援の提供
- (4) 医療従事者に関する諸外国支援及び国際協力
- (5) 関係機関・団体との連絡・協議
- (6) 当機構の事業に必要な資料の編集及び刊行
- (7) その他当機構の目的を達成するために必要な事業

### 第3条（会員期間）

会員期間は1年間とし、退会届の提出がない場合、毎年更新するものとする。

### 第4条（会員の入会及び承認）

入会に当たっては、本規約を承認のうえ、当機構が別に定める入会申込書により申込みものとする。

### 第5条（入会金及び年会費）

会員の入会金及び会費は次のとおりとする。

入会金：3,000円 年会費： 12,000円

### 第6条（入会金及び年会費の納入）

会員は、入会時に入会金と当該年度の年会費を納入するものとし、次年以降は年会費のみを納入する。

ただし、年度中途に新たに入会した会員は、該当月からの月計算により入会時に年会費を納入するものとする。

### 第7条（会員特典）

会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。

会員向け、医療健康情報誌「カルナの豆知識」の送付

### 第8条（会員資格の取消）

当機構は、会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、会員への事前通知及び催告することなく当機構の会員資格を直ちに取消することができる。資格を取り消された場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする。

- (1) 入会時に虚偽の申請を行った場合。
- (2) 当機構の運営を妨害した場合。
- (3) 正当な理由無く、断続して1年以上会費を滞納し催告後も応じず納入しない場合。
- (4) 本規約の禁止事項に違反した場合。
- (5) 仮差押・差押・競売・破産・民事再生・会社更生・会社整理・特別清算の申立てがあった場合。
- (6) その他、当協会が会員として不適当と判断した場合。

#### 第9条（会員の更新及び退会）

- (1) 会員は、毎年更新するものとし次年度の年会費を該当年度末までに納入するものとする。
- (2) 会員を退会する場合、当機構が別に定める退会届を当機構に提出して、任意に退会することができる。
- (3) 退会する場合、既に納入された入会金及び年会費の払い戻しは一切行わないものとする。
- (4) 退会後に再入会する場合、新たに入会金を納入するものとする。

#### 第10条（禁止事項）

会員は、当機構による活動に当たり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の会員、第三者も